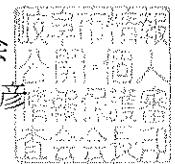


岐阜市行政第169号の3
平成23年2月24日

岐阜市教育委員会 御中

岐阜市情報公開・
個人情報保護審査会
会長 幅 隆彦



保有個人情報訂正請求に対する拒否処分に関する
不服申立てについて（答申）

平成22年9月13日付け岐阜市教委学保第282号で諮問のあった岐阜市教育委員会が行った訂正拒否処分の妥当性について、別紙のとおり答申します。

担当 行政部行政課法規グループ

答 申

第1 当審査会の結論

岐阜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成22年7月29日付けの保有個人情報の訂正請求に対し、これを拒否した処分は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

平成22年8月30日付け岐阜市教委学保第240号で実施機関が行った保有個人情報の訂正拒否処分は、取り消すべきである。

2 異議申立ての理由の要旨

異議申立人の主張する不服申立ての理由の要旨は、異議申立書、意見書及び口頭での意見陳述によれば、おおむね次のとおりである。

- (1) 「[]小一[]さんにかかわること」という文書（以下「本件文書」という。）に事実と異なることが記載されているので、訂正すべきである。
- (2) 異議申立人としては、本件文書を抹消してほしいが、抹消されずに残るなら、きちんとした形に訂正してほしい。
- (3) 発言者が不明で、かつ、内容があいまいな個人情報は、不要である。
- (4) 異議申立人は、健康カード及び「子どものすがた」の各原本を所持しており、訂正すべき事実及びその内容を把握している。

第3 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、陳述書及び口頭での意見陳述によれば、おおむね次のとおりである。

- 1 (1) 本件文書は、異議申立人が提起した訴訟における答弁書の作成のために過去の担任教諭等からの聞き取り調査を基に訴訟行為を委任した弁護士のため一般的な事務の流れ及び異議申立人の法定代理人とのやりとりの状況をまとめたものである。
- (2) 岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号。以下「条例」という。）第24条では、「何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加及び削除を含む。）を請求することができる。」と規定し、同条中の「事実」とは、氏名、生年月日、住所、性別、年齢、家族構成、学歴、日時、金額、面積、数量等客観的に判断できる事項と解釈される。また条例第26条では、「実施機関は、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。」と規定し、「当該訂正請求に理由があると認めるとき」とは、当該訂正請求の内容が「事実」であると判明したときと解釈される。
- (3) 異議申立人が訂正を求めている内容は、単に学校の現状を示したもの

であること及び聞き取り調査を基に記載されたものである。

これらは、客観的に判断できる事項ではなく、条例でいう「事実」に当たるとはいえない。また、異議申立人からも反論する論拠となる明らかな資料が示されたわけではない。

- 2 以上のことから、本件処分を行ったものである。

第4 当審査会の判断

- 1 異議申立人が訂正を求めている個人情報の性質

異議申立人が訂正を請求しているものは、本件文書の一部である。本件文書は、異議申立人が提起した訴訟に対応するために訴訟行為を委任した弁護士に情報を提供するために実施機関が作成したものである。

したがって、本件文書は、条例第2条第1項第3号に規定する公文書（実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの）にあたる。

また、本件文書には、異議申立人が識別される情報が含まれており、個人情報にあたる。

よって、本件文書に記載された情報は、条例第2条第1項第4号に規定する保有個人情報にあたる。

- 2 保有個人情報の訂正

条例第26条第1項は、「実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。」と定めている。

この規定は、実施機関は、当該請求に理由があると認める場合において、利用目的の達成に必要な範囲内で保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう管理する（条例第7条第1号）こととされていることから定められているといえる。

実施機関は、本件文書の作成目的を異議申立人が提起した訴訟に対応するために訴訟行為を委任した弁護士に情報を提供するためと述べていることから、本件文書に記載された保有個人情報の利用目的は、異議申立人に係る訴訟に関して、どのような情報を訴訟行為を委任した弁護士に伝えたかを記録として保管しておくためであるといえる。そうすると、本件文書に記載された保有個人情報の利用目的は、異議申立人が提起した訴訟の資料として、訴訟行為を委任した弁護士に示したままの形で保存することにあると解することが相当である。また、本件文書が他に存在することをうかがわせる事情は認められない。

以上のような利用目的で保有されていることからすると、本件文書に記載された保有個人情報は、訴訟行為を委任した弁護士に示したままの状態、内容で保有することが必要なものであり、その内容につき、仮に事実と異

なることがあったとしても、これを理由に訂正に応じることは、本件文書に記載された保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えていると言わざるを得ない。

3 結論

上記の理由により、第1のとおり判断する。

第5 審査会の審査経緯等

平成22年 7月 29日 保有個人情報訂正請求
8月 30日 保有個人情報開示等請求諾否決定通知書による拒否
決定通知（岐阜市教委学保第240号）
9月 1日 異議申立て
9月 13日 諮問
9月 16日 実施機関に陳述書の提出依頼
9月 22日 異議申立人から意見書提出
10月 27日 実施機関から陳述書提出
11月 19日 異議申立人から意見書提出。審査会開催。実施機関
及び異議申立人から意見聴取
12月 13日 異議申立人から上申書提出。審査会開催
平成23年 2月 2日 審査会開催
2月 24日 答申